

令和3年4月17日

第8学年保護者様

板橋区立上板橋第二中学校  
校長 宮田 正博

### 令和3年度 学校納付金について（重要なお知らせ）

平素より、学校納付金につきましてはご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
今年度の納入につきまして、下記のとおりお知らせいたします。  
どうぞよろしくお願いいたします。

#### 記

## 1. 納入方法

- ①お届けのゆうちょ銀行口座から振替させていただきます。
- ②口座振替期間 **令和3年5月～令和4年1月まで毎月**  
**\*8月も振替がありますのでご注意ください。2月と3月は振替はありません。**
- ③口座振替日 **毎月15日**  
\*振替日が休日の場合は翌営業日が振替日となります。  
\*振替日前日までにご入金下さい。

## 2. 納入金額

- ①給食費（月額） **1ヶ月 5,360円**  
※5月から1月まで毎月、振替回数は9回になります。  
そのため、**5月と10月に、それぞれ2か月分の振替をして、その他の月は、1か月分の振替をします**ので、合計**11か月分の振替**になります。  
※1月の振替では、年間の給食実施回数と納入金額が合うように調整を行います。
- ②教材費（年額） **19,750円（5月振替）**
- ③PTA会費（年額） **1,500円（5月振替）**  
※PTA加入者のみ。兄弟姉妹がいる方は、下のお子さんから振替します。
- ④修学旅行費（令和4年度実施） **\*63,000円（12月振替）**  
※今年度7月の判定で、就学援助が認定になった方の費用は、区から学校に事前支給されますので、振替はありません。ただし、来年度7月の判定で、就学援助が否決または保留に変わった場合は、修学旅行の実施前に、費用（63,000円）を納入していただきます。
- ⑤口座振替手数料（月額） **10円**

## 3. 口座振替予定

\*裏面をご覧ください。

## 4. その他

- ①就学援助の申請を新規にされた方も、認定の判定結果が出る7月まで給食費を納入してください。  
判定の結果、7月に就学援助が認定された方は、8月以降は給食費の納入はありません。
- ②ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせ下さい。

（担当）上板橋第二中学校 事務室 鈴木  
（電話）3956-8138

（裏面あり）

令和3年度 8学年 口座振替予定表 \*年度の途中で変更になる場合もあります。その場合は、お知らせします。

処理月	初回振替日	再振替日	給食費	教材費	行事費	PTA会費	手数料	合計
5月	5月17日(月)	5月31日(月)	注① 10,720円	19,750円		PTA加入者 1,500円	10円	PTA加入者 31,980円
								30,480円
6月	6月15日(火)	6月30日(水)	5,360円				10円	5,370円
7月	7月15日(木)	7月30日(金)	5,360円				10円	5,370円
8月	8月16日(月)	8月30日(月)	5,360円				10円	5,370円
9月	9月15日(水)	9月30日(木)	5,360円				10円	5,370円
10月	10月15日(金)	11月1日(月)	注① 10,720円				10円	10,730円
11月	11月15日(月)	11月30日(火)	5,360円				10円	5,370円
12月	12月15日(火)	注② なし	5,360円		注③ 令和4年度修学旅行費用 63,000円		10円	68,370円
1月	1月17日(月)	1月31日(月)	注① 5,360円				10円	5,370円
2月	なし	なし						なし

(注) ① 給食費は11か月分を振替しますので、5月と10月は、それぞれ2か月分を振替します。8月も振替があります。

1月に、年間の給食実施回数と金額が合うように調整しますので、金額が変更になる場合があります。

その際は、改めてお知らせいたします。

※新規に、就学援助の申請をされた方も、認定の判定結果が出る7月まで給食費を納入してください。

その結果、7月に就学援助が認定された方は、8月以降は給食費の納入はありません。

② 12月の再振替日はありません。1月の初回到再振替します。

③ 今年度7月の判定で、就学援助が認定された方の修学旅行費用は、板橋区から事前支給されますので、振替はありません。

ただし、来年度7月の判定で、就学援助が否決または保留に変わった場合は、修学旅行の実施前に費用(63,000円)を納入していただきます。